

○厚生労働省告示第二百四十七号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、及び障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十四条第三項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号中「第四十四条第三項第一号」を「第四十四条第三項第一号イ」に、「第9」を「第8」に改め、「並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第二十条に規定する旧法施設支援（通所によるものを除く。以下「旧法施設支援」という。）」を削る。

第二号中「第四十四条第三項第一号」を「第四十四条第三項第一号イ」に改め、同号イ中「法第十九条第一項」を「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項」に改め、同イの(1)中「八〇、〇〇〇単位」を「八三、〇四〇単位」に改め、同イの(2)中「三一、七六〇単位」を「三二、九六〇単位」に改め、同号ロの(1)中「五八、〇四〇単位」を「六三、四

〇〇単位」に改め、同ロの(2)中「二九、三五〇単位」を「三二、〇六〇単位」に改め、同号ハの(1)の(一)中「四〇、〇三〇単位」を「四四、〇七〇単位」に改め、同(1)の(二)中「二八、二七〇単位」を「三一、一一〇単位」に改め、同(1)の(三)中「二二、五四〇単位」を「二四、八一〇単位」に改め、同(1)の(四)中「一八、〇二〇単位」を「一九、八二〇単位」に改め、同ハの(2)中「一二、三一〇単位」を「一三、五六〇単位」に改め、同ハの(3)中「第12」を「第11」に、「第13」を「第12」に、「第14」を「第13」に、「第15」を「第14」に、「若しくは」を「又は」に、「第16」を「第15」に改め、「又は障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）別表指定旧法施設支援単位数表の第1の1の旧身体障害者更生施設支援費、同表の第2の1の旧身体障害者療護施設支援費、同表の第3の1の旧身体障害者授産施設支援費、同表の第4の1の旧知的障害者更生施設支援費若しくは同表の第6の1の旧知的障害者授産施設支援費（それぞれ通所による指定旧法施設支援（法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援をいう。）に係るものに限る。」を削り、「以下」を「（以下）」に改め、同(3)の(一)中「二二、二四〇単位」を「二四、四九〇単位」に改め、同(3)の(二)中「一六、二一〇単位」を「一七、八四〇単位」に改め、同(3)の(三)中「一二、三一〇単位」を「一三、五六〇単位」に改め、同(3)の(四)中「一二、六八〇単位」を「一三、九四〇単位」に改め、同(3)の(五)中「九、八二〇単位」を「一〇、八〇〇単位」に改め、同ハの(4)中「第10」を「第9」に改め、同(4)の(一)中「三、三三〇単位」を「三、六六〇単位」に

改め、同(4)の(二)の a 中「一三、六三〇単位」を「一五、〇〇〇単位」に改め、同(二)の b 中「八、六七〇単位」を「九、五四〇単位」に改め、同(二)の c 中「六、七七〇単位」を「七、四四〇単位」に改め、同(4)の(三)中「三、三三〇単位」を「三、六六〇単位」に改め、同(4)の(四)の a 中「一五、二四〇単位」を「一六、七八〇単位」に改め、同(四)の b 中「一〇、〇六〇単位」を「一一、〇七〇単位」に改め、同(四)の c 中「八、一八〇単位」を「九、〇〇〇単位」に改め、同(四)の d 中「七、一九〇単位」を「七、九一〇単位」に改め、同(4)の(五)中「三、三三〇単位」を「三、六六〇単位」に改め、同号ニの(1)の(一)中「二六、二一〇単位」を「二九、一七〇単位」に改め、同(1)の(二)中「二〇、一八〇単位」を「二二、四五〇単位」に改め、同(1)の(三)中「一五、一九〇単位」を「一六、八九〇単位」に改め、同(1)の(四)中「一一、二五〇単位」を「一二、五四〇単位」に改め、同(1)の(五)中「一四、三一〇単位」を「一五、九四〇単位」に改め、同ニの(2)中「六、七五〇単位」を「七、四九〇単位」に改め、同ニの(3)中「及び介護給付費等単位数表の第7の1の児童デイサービス費(以下「児童デイサービス費」という。）」を削り、同(3)の(一)中「一七、一二〇単位」を「一九、〇五〇単位」に改め、同(3)の(二)中「一四、二三〇単位」を「一五、八一〇単位」に改め、同(3)の(三)中「一一、一七〇単位」を「一二、四五〇単位」に改め、同(3)の(四)中「八、六〇〇単位」を「九、五六〇単位」に改め、同(3)の(五)中「六、七五〇単位」を「七、四九〇単位」に改め、同(3)の(六)中「一四、三一〇単位」を「一五、九四〇単位」に改め、同ニの(4)の(一)中「一、八四〇単位」を「二、〇六〇単位」に改め、同(4)の(二)の a 中「一〇、

四五〇単位」を「一一、六三〇単位」に改め、同(二)のb中「七、五九〇単位」を「八、四四〇単位」に改め、同(二)のc中「五、九〇〇単位」を「六、五九〇単位」に改め、同(二)のd中「五、〇六〇単位」を「五、六四〇単位」に改め、同(4)の(三)中「一、八四〇単位」を「二、〇六〇単位」に改め、同号ホ中「(1)から(3)まで」を「(1)から(4)まで」に改め、同ホの(1)中「及び(3)」を「(1)から(4)まで」に改め、同(1)の(一)中「一九、四五〇単位」を「二四、九四〇単位」に改め、同(1)の(二)中「一三、五〇〇単位」を「一八、一七〇単位」に改め、同(1)の(三)中「八、四四〇単位」を「一二、四〇〇単位」に改め、同(1)の(四)中「四、五〇〇単位」を「七、九六〇単位」に改め、同(1)の(五)中「三、〇五〇単位」を「六、二九〇単位」に改め、同(1)の(六)中「二、三七〇単位」を「五、五四〇単位」に改め、同(1)の(七)中「七、五九〇単位」を「一一、四八〇単位」に改め、同ホの(3)の(一)中「八、六〇〇単位」を「九、七六〇単位」に改め、同(3)の(二)中「五、七四〇単位」を「六、五一〇単位」に改め、同(3)の(三)中「四、一〇〇単位」を「四、六六〇単位」に改め、同(3)の(四)中「三、二五〇単位」を「三、六九〇単位」に改め、同(3)の(五)中「一、二四〇単位」を「一、四〇〇単位」に改め、同(3)を同ホの(4)とし、同ホの(2)中「及び児童デイサービス費」を削り、「(3)」を「(4)」に、「一七、一二〇単位」を「一九、四四〇単位」に改め、同(2)を同ホの(3)とし、同ホの(1)の次に次のように加える。

(2) 介護給付費等单位数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者(3)及び(4)に掲げる者を除く。) 次の(一)から(七)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げ

る単位数

- (一) 区分六に該当する者 二二、〇八〇単位
- (二) 区分五に該当する者 一五、三五〇単位
- (三) 区分四に該当する者 九、五九〇単位
- (四) 区分三に該当する者 五、一〇〇単位
- (五) 区分二に該当する者 三、四七〇単位
- (六) 区分一に該当する者 二、六八〇単位
- (七) 障害児 八、六二〇単位

第二号へ中「第17」を「第16」に、「一、八四〇単位」を「二、一一〇単位」に改め、同号下の(1)の(一)中「一〇、四九〇単位」を「一一、九二〇単位」に改め、同(1)の(二)中「七、六三〇単位」を「八、六六〇単位」に改め、同(1)の(三)中「五、九四〇単位」を「六、七七〇単位」に改め、同下の(2)中「二、七〇〇単位」を「三、〇八〇単位」に改め、同下の(3)の(一)中「九、二四〇単位」を「一〇、五一〇単位」に改め、同(3)の(二)中「六、三九〇単位」を「七、二六〇単位」に改め、同(3)の(三)中「四、七〇〇単位」を「五、三二〇単位」に改め、同号下の(1)中「七、三九〇単位」を「八、四〇〇単位」に改め、同下の(2)中「四、五四〇単位」を「五、一四〇単位」に改め、同下の(3)中「二、八五〇単位」を「三、二五〇単位」に改め、同号下の(1)中「九、八九〇単位」を「一一、二七〇単位」に改め、同

リの(2)中「二、七〇〇単位」を「三、〇九〇単位」に改める。

第三号及び第四号を削る。

別表を次のように改める。

地 域 区 分	割 合
厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の第一号の表の上欄（以下「地域区分欄」という。）に掲げる一級地	千分の千八十一
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千六十八
地域区分欄に掲げる三級地	千分の千六十三
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千六十
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千五十四
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千四十五
地域区分欄に掲げる七級地	千分の千四十二
地域区分欄に掲げる八級地	千分の千三十六
地域区分欄に掲げる九級地	千分の千三十二
地域区分欄に掲げる十級地	千分の千二十九

地域区分欄に掲げる十一級地	千分の千二十三
地域区分欄に掲げる十二級地	千分の千十八
地域区分欄に掲げる十三級地	千分の千十五
地域区分欄に掲げる十四級地	千分の千十四
地域区分欄に掲げる十五級地	千分の千九
地域区分欄に掲げる十六級地	千分の千五
地域区分欄に掲げるその他	千分の千